

株主名簿記載変更届

受付日		管理番号	
-----	--	------	--

変更前株主情報			
株主番号		保有株数	株
氏名又は名称			
住所			

変更後株主情報			
株主番号		保有株数	株
氏名又は名称			
住所			

変更日	令和____年____月____日
変更事由	株式譲渡による
確認欄	

株式名義書換請求書

令和____年____月____日

____株式会社
代表取締役 _____ 殿

下記のとおり株式の譲渡がありましたので、株主名簿の名義書換を請求いたします。

旧株主氏名又は名称	_____
旧株主住所	_____
新株主氏名又は名称	_____
新株主住所	_____
株式の種類	普通株式
株式数	_____ 株
譲渡日	令和____年____月____日
添付書類	

旧株主 _____ 印

新株主 _____ 印

株式譲渡承認通知書

令和____年____月____日

____様
____株式会社
代表取締役 _____

貴殿より請求のあった株式譲渡について、当社は下記のとおり承認したので通知します。

記

承認決議日	令和____年____月____日
譲渡人	_____
譲受人	_____
対象会社	_____
対象株式	普通株式 _____ 株
備考	

名義書換その他必要な手続については、別途当社の指示に従ってください。

以上

株式譲渡承認請求書

令和____年____月____日

____株式会社
代表取締役 _____ 殿

請求者住所 _____
請求者氏名 _____

下記の株式譲渡につき、会社法及び定款の定めに基づき、承認を請求いたします。

記

譲渡人氏名又は名称	_____
譲受人氏名又は名称	_____
対象会社	_____
株式の種類	普通株式
株式数	_____ 株
譲渡予定日	令和____年____月____日
譲渡の理由	

なお、会社から追加書類の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じます。

以上

株式譲渡確認書

譲渡人 _____（以下「甲」という。）及び譲受人 _____（以下「乙」という。）は、
下記株式の譲渡が行われたことを相互に確認する。

対象会社	
株式の種類	普通株式
株式数	_____ 株
契約締結日	令和____年____月____日
譲渡実行日	令和____年____月____日
譲渡代金受領確認	甲は、乙から金_____円を受領したことを確認する。
備考	

甲及び乙は、必要に応じて、株主名簿の名義書換その他関連手続に協力する。

令和____年____月____日

甲（譲渡人）

乙（譲受人）

住所：_____

住所：_____

氏名又は名称：_____



氏名又は名称：_____



株式譲渡同意書

令和____年____月____日

私は、下記の株式譲渡について内容を確認の上、これに同意します。

同意者氏名又は名称	
譲渡人	
譲受人	_____
対象会社	_____
株式の種類	普通株式
株式数	_____ 株
備考	

同意者住所

同意者氏名

株式譲渡契約書

売主 _____（以下「甲」という。）と買主 _____（以下「乙」という。）は、甲が保有する株式の譲渡につき、以下のとおり契約する。

対象会社 _____
本店所在地 _____
株式の種類 普通株式
株式数 _____ 株

第 1 条 譲渡の合意

甲は、令和____年____月____日に、前記株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第 2 条 譲渡代金

譲渡代金は、総額金_____円とし、乙は、令和____年____月____日までに、甲の指定する金融機関口座へ振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第 3 条 譲渡承認

対象株式が譲渡制限株式である場合、甲及び乙は、対象会社における承認その他必要な手続を行うものとし、その取得に相互に協力する。

第 4 条 名義書換

甲及び乙は、譲渡日後遅滞なく、対象会社に対し、株主名簿の名義書換その他必要な手続を共同して請求する。

第 5 条 表明保証

甲は、譲渡日現在において、対象株式の適法な権利者であり、対象株式に買主の取得を妨げる質権、差押えその他の権利負担が存在しないことを表明し、保証する。

第 6 条 費用負担

本契約の締結及び履行に関する費用は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、各自の負担とする。

第 7 条 協議事項

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議して解決する。

第 8 条 合意管轄

本契約に関する訴訟については、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和____年____月____日

甲

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

譲渡人 _____（以下「甲」という。）及び譲受人 _____（以下「乙」という。）は、
親族内における事業承継の一環として、甲が保有する株式の譲渡に関し、次のとおり契約する。

対象会社 _____
本店所在地 _____
対象株式 普通株式 _____ 株

第1条 譲渡の目的

本件譲渡は、対象会社の円滑な事業承継及び経営体制の継続を目的として行う。

第2条 株式譲渡

甲は、令和____年____月____日に、対象株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第3条 譲渡代金

譲渡代金は、総額金_____円とし、乙は、甲に対し、令和____年____月____日までに支払う。

第4条 承認手続

対象株式が譲渡制限株式である場合、甲及び乙は、対象会社における承認取得のため、必要な手続を共同して行う。

第5条 名義書換

甲及び乙は、譲渡日後、速やかに株主名簿の名義書換請求その他必要な手続を行う。

第6条 家族内承継に関する確認

甲及び乙は、本件譲渡が親族内承継を目的とするものであることを相互に確認する。ただし、本契約に定める権利義務は、親族関係の有無にかかわらず法的効力を有する。

第7条 表明保証

甲は、対象株式の適法な権利者であり、乙による取得を妨げる担保権その他の負担が存在しないことを表明し、保証する。

第8条 協議事項

本契約に定めのない事項は、甲乙が対象会社の継続的な運営に配慮しつつ、誠実に協議して定める。

第9条 合意管轄

本契約に関する訴訟については、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲（譲渡人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（譲受人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

譲渡人 _____（以下「甲」という。）及び譲受人 _____（以下「乙」という。）は、対象会社の役員又は共同創業者間における株式譲渡について、次のとおり契約する。

対象会社 _____
対象株式 普通株式 _____ 株
譲渡日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

第 1 条 譲渡

甲は、対象株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第 2 条 譲渡代金

譲渡代金は、総額金 _____ 円とし、乙は譲渡日までにこれを支払う。

第 3 条 承認及び社内手続

甲及び乙は、対象会社の定款、株主間の取決め及び社内規程に従い、必要な承認、通知及び名義書換手続を速やかに行う。

第 4 条 表明保証

甲は、対象株式の適法な権利者であり、対象株式について第三者の権利負担が存在しないことを保証する。

第 5 条 秘密保持

甲及び乙は、本件譲渡の条件及び対象会社の非公知情報を、対象会社の運営上必要な場合又は法令上必要な場合を除き、第三者に開示しない。

第 6 条 競業避止に関する確認

甲及び乙は、本件譲渡後においても、対象会社の信用及び事業運営を不当に害する行為を行わないよう相互に配慮するものとする。

第 7 条 解除

甲又は乙が本契約に違反した場合、相手方は、相当期間を定めて催告し、なお是正されないときは本契約を解除することができる。

第 8 条 協議及び管轄

本契約に定めのない事項は協議により定めるものとし、本契約に関する紛争については、 _____ 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和____年____月____日

甲（譲渡人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（譲受人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

譲渡人 _____（以下「甲」という。）及び譲受人 _____（以下「乙」という。）は、
無償による株式譲渡に関し、次のとおり契約する。

対象会社 _____
対象株式 普通株式 _____ 株
譲渡日 令和____年____月____日

第 1 条 無償譲渡

甲は、対象株式を無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第 2 条 承認手続

対象株式が譲渡制限株式である場合、甲及び乙は、対象会社における譲渡承認その他必要な手続を共同して行う。

第 3 条 名義書換

甲及び乙は、譲渡日後、速やかに対象会社に対し株主名簿の名義書換請求を行う。

第 4 条 表明保証

甲は、対象株式の適法な権利者であり、対象株式に乙の取得を妨げる権利負担が存在しないことを表明し、保証する。

第 5 条 公租公課等

本件譲渡に関連して生ずる公租公課その他法令上の負担については、各当事者が自己に帰属するものを負担する。

第 6 条 協議事項

本契約に定めのない事項については、甲乙誠実に協議して定める。

第 7 条 合意管轄

本契約に関する訴訟については、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和____年____月____日

甲（譲渡人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（譲受人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

売主 _____（以下「甲」という。）及び買主 _____（以下「乙」という。）は、株式譲渡代金を分割で支払う条件により、次のとおり契約する。

対象会社	_____
対象株式	普通株式 _____ 株
譲渡日	令和____年____月____日

第1条 譲渡

甲は、対象株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 譲渡代金

譲渡代金の総額は、金 _____ 円とする。

第3条 分割払の方法

乙は、前条の譲渡代金を、次のとおり分割して支払う。

回数	支払期日	支払額
第1回	令和____年____月____日	金 _____ 円
第2回	令和____年____月____日	金 _____ 円
第3回	令和____年____月____日	金 _____ 円

第4条 期限の利益の喪失

乙が前条のいずれかの支払を怠り、相当期間を定めた催告後もなお履行しないときは、乙は当然に期限の利益を失い、残額の全部を直ちに支払わなければならない。

第5条 遅延損害金

乙が支払期日までに各回の支払をしないときは、乙は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年 _____ % の割合による遅延損害金を支払う。

第6条 承認及び名義書換

甲及び乙は、譲渡制限株式に関する承認取得、株主名簿の名義書換その他必要な手続を共同して行う。

第7条 解除

乙が分割払義務に重大な違反をした場合、甲は本契約を解除し、損害賠償を請求することができる。

第8条 協議及び管轄

本契約に定めのない事項は協議の上定めるものとし、本契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は
_____地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲（売主）

乙（買主）

住所：_____

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

甲 _____ と乙 _____ は、甲所有株式の譲渡について、以下のとおり確認し、契約する。

対象会社 _____
株式の種類 普通株式
株式数 _____ 株
譲渡日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
譲渡金額 金 _____ 円

1. 甲は、前記株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。
2. 乙は、前記譲渡金額を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに甲へ支払う。
3. 対象株式が譲渡制限株式である場合、甲乙は、対象会社における承認取得手続に協力する。
4. 甲乙は、譲渡後速やかに株主名簿の名義書換その他必要な手続を行う。
5. 甲は、対象株式の適法な権利者であり、譲渡を妨げる権利負担が存在しないことを保証する。
6. 本件に関し疑義が生じた場合、甲乙協議の上解決する。
7. 本契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、 _____ 地方裁判所とする。

本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲
住所： _____

乙
住所： _____

氏名又は名称： _____ 印

氏名又は名称： _____ 印

株式譲渡契約書

売主 _____（以下「甲」という。）と買主 _____（以下「乙」という。）は、甲が保有する対象会社株式の譲渡について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

対象会社の商号 _____
本店所在地 _____
対象株式 普通株式 _____ 株
譲渡日 令和____年____月____日

第1条 株式譲渡

甲は、乙に対し、譲渡日に対象株式を譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 譲渡代金及び支払

1. 本件譲渡に係る代金は、総額金 _____ 円とする。
2. 乙は、甲に対し、譲渡日までに、甲の指定する口座へ振込送金の方法により前項の代金を支払う。
3. 振込手数料その他支払に要する費用は、乙の負担とする。

第3条 承認及び名義書換

1. 対象株式が譲渡制限株式である場合、甲及び乙は、対象会社における承認取得に必要な一切の手続を速やかに行う。
2. 甲及び乙は、譲渡実行後、遅滞なく株主名簿の名義書換その他必要な手続を共同して行う。
3. 承認取得又は名義書換のために対象会社から追加書類の提出を求められた場合、双方は誠実にこれに応ずる。

第4条 甲の表明保証

甲は、乙に対し、譲渡日現在において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1. 甲は、対象株式の適法かつ有効な権利者であり、対象株式を譲渡する完全な権限を有していること。
2. 対象株式には、質権、譲渡担保、差押えその他乙による完全な取得を妨げる権利負担が存在しないこと。
3. 甲による本契約の締結及び履行は、法令、判決、命令又は甲を拘束する契約に違反しないこと。
4. 甲が乙に開示した対象会社の基本情報について、甲が知る限り、重要な事実の不実記載又は重要

な事実の欠落がないこと。

5. 譲渡日において、甲が知る限り、対象会社につき本件譲渡の判断に重大な影響を与える未開示の紛争又は差押え等が存在しないこと。

第5条 乙の確認事項

乙は、自らの責任において対象会社の状況、対象株式の内容及び本件譲渡の条件を確認した上で本契約を締結するものとする。ただし、前条の表明保証に反する事実が判明した場合は、この限りでない。

第6条 秘密保持

甲及び乙は、本件譲渡に関し知り得た相手方又は対象会社の非公知情報を、法令上要求される場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

第7条 解除

1. 甲又は乙が本契約に違反し、相当期間を定めた催告後も是正しない場合、相手方は本契約を解除することができる。
2. 前項の解除は、損害賠償請求を妨げない。
3. 承認取得が効力要件である場合において、合理的期間内に承認が得られないときは、甲乙は協議の上、本契約を終了させることができる。

第8条 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、自ら又は自己の役員若しくは実質的支配者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、これに違反した者に対して相手方は催告なく本契約を解除することができる。

第9条 費用負担

本契約の締結、履行及び承認手続に要する費用は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、各自が負担する。

第10条 協議事項及び管轄

本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙が誠実に協議して解決し、本契約に関する訴訟については、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲（売主）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（買主）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

譲渡人 _____（以下「甲」という。）及び譲受人 _____（以下「乙」という。）は、譲渡制限株式の譲渡について、次のとおり契約する。

対象会社の商号 _____

対象株式 普通株式 _____ 株

譲渡日予定日 令和____年____月____日

第1条 譲渡の合意

甲は、対象会社が発行する譲渡制限株式たる前記株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 譲渡代金

対象株式の譲渡代金は、総額金 _____ 円とし、乙は、譲渡承認の取得後 _____ 日以内に、甲へ支払う。

第3条 承認取得

1. 甲及び乙は、会社法、対象会社の定款及び社内規程に従い、本件譲渡に必要な承認を得るため、共同して必要な請求、申請及び説明を行う。
2. 甲は、承認請求に必要な自己の情報及び保有株式に関する資料を提供し、乙は、譲受人として必要な情報及び書類を提供する。
3. 対象会社から条件付承認又は追加資料の提出を求められた場合、甲乙は協議の上、これに対応する。

第4条 承認未了時の取扱い

1. 本件譲渡は、対象会社において必要な承認が得られた時に効力を生ずる。
2. 承認が合理的期間内に得られない場合、甲乙は、譲渡条件の見直し、代替手段の検討又は本契約の終了について誠実に協議する。
3. 承認が明示的に拒絶された場合、甲乙は、法令及び定款の範囲内で可能な措置を確認した上で、本契約を終了させることができる。

第5条 名義書換

甲及び乙は、承認取得後、速やかに株主名簿の名義書換請求その他必要な手続を共同して行う。

第6条 表明保証

甲は、対象株式の権利者であり、対象株式に乙の取得を妨げる質権その他の権利負担が存在しないことを表明し、保証する。

第7条 秘密保持

甲及び乙は、本件譲渡手続に関連して知り得た対象会社及び相手方の非公知情報を、第三者に漏えいしない。

第8条 解除

甲又は乙が本契約に違反し、相当期間内に是正しないときは、相手方は本契約を解除することができる。

第9条 協議及び管轄

本契約に定めのない事項は協議の上定めるものとし、本契約に関して紛争が生じた場合、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲（譲渡人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（譲受人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

甲 _____ と乙 _____ は、甲が保有する非公開会社の株式の譲渡につき、次のとおり契約する。

対象会社 _____
本店所在地 _____
対象株式 普通株式 _____ 株

第1条 譲渡

甲は、令和____年____月____日に、対象株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 譲渡価額

譲渡価額は、総額金 _____ 円とし、乙は譲渡日までに甲の指定口座へ支払う。

第3条 譲渡制限株式の承認

1. 対象株式が譲渡制限株式である場合、甲及び乙は、取締役会、株主総会その他対象会社において必要な承認を得るため、速やかに必要書類を提出する。
2. 承認が得られない場合、甲乙は本件譲渡の取扱いについて誠実に協議する。

第4条 株券不発行会社の取扱い

対象会社が株券不発行会社である場合、甲乙は、株主名簿の名義書換及び対象会社に対する通知その他実務上必要な手続をもって譲渡の完了に協力する。

第5条 表明保証

甲は、対象株式の真正な権利者であり、当該株式につき処分権限を有し、乙による取得を妨げる担保権その他の負担が存在しないことを保証する。

第6条 競業及び秘密保持

甲及び乙は、本契約の締結及び履行に関して知り得た対象会社の非公知情報を、正当な理由なく第三者に開示しない。

第7条 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、自らが反社会的勢力に該当しないことを相互に表明し、これに反した場合には相手方は催告なく本契約を解除することができる。

第8条 費用負担

本件譲渡に要する税金、公租公課及び各種手数料を除き、本契約の作成及び履行に要する費用は各自の負担とする。

第9条 協議及び管轄

本契約に定めのない事項については甲乙協議の上定めるものとし、本契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は_____地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

株式譲渡契約書

売主 _____

住所： _____

買主 _____

住所： _____

売主及び買主は、以下のとおり、売主が保有する株式の譲渡に関し、次の各条項を内容とする株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 株式の譲渡

売主は、買主に対し、令和____年____月____日（以下「譲渡日」という。）に、下記対象会社の下記株式（以下「対象株式」という。）を譲り渡し、買主はこれを譲り受ける。

対象会社の商号 _____

本店所在地 _____

株式の種類 普通株式 _____

株式数 _____ 株

第2条 譲渡代金

2.1 対象株式の譲渡代金（以下「本譲渡代金」という。）は、総額金_____円とする。

2.2 買主は、売主に対し、令和____年____月____日限り、本譲渡代金を次の方法により支払うものとする。

支払方法 売主指定口座への振込送金

金融機関名 _____

支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義 _____

2.3 振込手数料は、_____の負担とする。

第3条 譲渡承認等

3.1 対象株式が譲渡制限株式会社である場合、売主及び買主は、対象会社における定款、会社法その他関係法令の定めに従い、本件譲渡に必要な承認を得るため、相互に協力して必要書類の作成、提出その他の手続を行うものとする。

3.2 前項の承認が得られなかった場合、売主及び買主は、協議の上、代替措置の有無その他本件譲渡の取扱いを定めるものとし、当該承認が本件譲渡の効力要件であるときは、当該承認が得られるまでの間、本件譲渡の効力は生じないものとする。

第4条 株主名簿の名義書換

4.1 売主及び買主は、譲渡日後遅滞なく、対象会社に対し、対象株式に係る株主名簿の名義書換その他必要な手続を共同して請求するものとする。

4.2 対象会社から追加資料、押印書面その他の提出を求められた場合、売主及び買主は、相互に協力し、これに誠実に対応するものとする。

第5条 株券等の取扱い

5.1 対象会社が株券発行会社である場合、売主は、譲渡日までに、対象株式に係る株券その他譲渡に必要な書類を買主に交付するものとする。

5.2 対象会社が株券不発行会社である場合には、売主及び買主は、株主名簿の記載変更その他必要な手続の完了をもって対象株式の移転に関する実務上の履行を完了するものとする。

第6条 表明保証

売主は、買主に対し、譲渡日現在において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1. 売主が対象株式の適法かつ有効な権利者であり、対象株式について譲渡、担保設定その他の処分を行う権限を有していること。
2. 対象株式に、質権、譲渡担保、差押えその他買主による完全な取得を妨げる権利負担又は制限が存在しないこと。ただし、定款又は法令に基づく譲渡制限を除く。
3. 売主が本契約を締結し履行することにつき、法令、確定判決、契約その他売主を拘束する義務に違反しないこと。

第7条 買主の義務

買主は、譲渡日までに本譲渡代金を支払うほか、対象会社における承認取得、名義書換その他本件譲渡の実行に必要な手続について、売主と協力して誠実に対応するものとする。

第8条 秘密保持

売主及び買主は、本契約の締結及び本件譲渡に関連して知り得た相手方又は対象会社の営業上、財務上又は技術上の一切の非公知情報を、法令上開示を求められる場合を除き、第三者に漏えいしてはならない。

第9条 反社会的勢力の排除

9.1 売主及び買主は、それぞれ、現在及び将来にわたり、自ら又は自らの役員若しくは実質的支配者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、かつこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

9.2 売主又は買主が前項に違反した場合、相手方は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

第10条 解除及び損害賠償

10.1 売主又は買主が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、相手方は、本契約を解除することができる。

10.2 前項に基づく解除は、相手方による損害賠償請求を妨げない。

第11条 費用負担

本契約の締結及び履行に関して生ずる公租公課、振込手数料、書類作成費用その他の費用は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、売主及び買主が各自負担するものとする。

第12条 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合には、売主及び買主は、信義誠実の原則に従い、協議の上、円満に解決するものとする。

第13条 合意管轄

合意内容 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、_____地方裁判所又は
_____簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、売主及び買主がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和____年____月____日

売主

買主

住所：_____

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

氏名又は名称：_____ 印